

1 山田委員の書面意見

2
3 — 「国際協力銀行の環境社会配慮の方針」

- 4
5 ● 国際協力銀行は、融資等を受けた事業が本ガイドラインで示す環境社会
6 配慮の要件を満たすよう、融資契約等を通じて配慮する。確保する。(理
7 由 100%の確保ができない場合が想定される。)

8
9 —
10 (社会的合意及び社会影響)

- 11 ● 事業は、情報の公開をするなどの方法により、それが計画されている地
12 域において社会的合意が得られるよう十分な調整が図られていなければ
13 ならない。特に、環境社会に与える影響が大きいと考えられる事業につ
14 いては、情報が事前に公開され、地域住民等のステークホルダーとの十
15 分な協議を経ていることが必要である望ましい。(理由 相手国の法律
16 の問題もあり一律的に義務つけることは不適)

17
18 3.7.3 「カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書の要件」

- 19 —
20 ● 環境アセスメント報告書は、事業が実施される国及び地域の人々が理解
21 できる言語と様式で書かれていることが望ましい。いなければならない。
22 (理由 いくつもの少数民族の言語で EAI を全訳することは現実的でな
23 い場合がある。)
24 ● 環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、相手国において公開さ
25 れており、地域住民等のステークホルダーがいつでも入手可能であるこ
26 とが望ましいなければならない。(理由 相手国の法律によって異なる)
27 ● 環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開され
28 たうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われていることが
29 望ましいなければならない。なお、ここでいう公開協議は、相手国の環
30 境アセスメント制度に従い、住民意見の受け付けにとどまるものから合意
31 形成を行うため協議まで様々なものを含みうる。地域住民等のステーク
32 ホルダー等と実質的な協議や合意形成がなされているかどうかについては
33 国際協力銀行が環境レビューを行う。において確認する。(理由 レ
34 ビューと確認を繰り返すことは無意味。)
35 ● 地域住民等のステークホルダーとの協議は、案件の準備期間・実施期間
36 を通じて必要に応じて行われるべきであるが、特にスコーピング時とド
37 ラフト作成時には住民等と協議が行われていることが望ましい。
38 ● カテゴリA案件の場合は、環境アセスメント報告書を国際協力銀行が公
39 開してよいことが保証されていなければならない。(理由 公表するの
40 はあくまで借入国。本行が公表するのは情報公開法によるものであり、
41 本ガイドラインで規定すべき事項ではない。)

1 3.8 「情報公開と協議」

2 3.8.1 情報公開と協議の基本的考え方

3 「情報公開と協議に関する基本的考え方」

- 4 ● これらの第三者からの情報提供が早期に行われることを促進するとともに、環境レビューのアカウントビリティ及び透明性を確保するため、環境レビューに関し重要な情報は、環境レビュー期間中に際し、適切な手続と機会を設けて公開する。（理由 本行の負荷が高まり、現体制では不可能）
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9 ● 以上に規定するほか、第三者に対し、求めに応じて国際協力銀行は可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。（理由 情報公開法で定める事項）
- 10
- 11

12

13 3.8.2 情報公開の時期と内容

14

15 「情報公開の時期と内容」

- 16 ● 国際協力銀行は、融資等に係る意思決定を行うに先立ち十分な時間的余裕を持って、以下の時期及び内容で情報を公開する。
- 17
- 18 ➤ 国際協力銀行は、カテゴリ分類を終了したときはできるだけ速やかに、案件の概要に関する情報（名称、場所、実施者、事業概要、資金規模、想定される融資等の種類、想定される主要な環境影響などカテゴリ分類の根拠となった情報）及びカテゴリ分類の結果を公開する。（理由 円借款では事前評価表の公表を別途定めており、本ガイドラインで規定する問題ではない。）
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24 ➤ カテゴリA案件については、借入人等から環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境応諾証明書等の提出があったときには、融資契約締結後速やかにこれらの報告書等を公開することができる。（理由 融資契約前に公表をする理由に乏しい。また、L/A 締結後の公開でも融資を中止することは十分可能。）
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29 ➤ カテゴリB案件については、借入人等から環境社会配慮に関する主要な文書が提出されたときは、速やかにこれを公開する。
- 30
- 31 ● 環境レビューの結果が意思決定に反映されていることを示す文書（例えば円借款における事前評価書あるいはこれに類するような文書）を融資契約締結後に公開する。
- 32
- 33

34 なお、これら、環境アセスメント報告書や環境社会配慮に関する主要な文書等については、第三者等の情報提供を促し、これを勘案する余裕を確保するため、国際協力銀行が役員会等で融資等の意思決定を行う前に十分な期間を確保して公開することが重要である。

35

36

37

38 他の機関等の規定（意思決定にあたって、IBRD、IDAは120日前、IFCは少なくとも60日前、カナダEDC及び豪州EFICは45日前に公開し協議を行っている）に勘案し、国際協力銀行は、例えば、少なくとも意思決定（役員会決定）の45日前までに公開するなど期間をガイドラインで明示することが望ましい。ただし、円借款事業については事前評価表の公表が義務づけられており、当該要領の中で規定する。

39

40

41

42

43

1 3.9 「意思決定、融資契約等への反映」

2 3.9.1 意思決定、融資契約等への反映の基本的考え方

3

4 「意思決定、融資契約等への反映」

- 5 ● このような条件としては、以下のようなものを含みうる。
- 6 ▶ 借入人等が行う環境社会配慮についての対策やモニタリング、これら
7 についての国際協力銀行への報告、環境社会配慮に関する問題が
8 生じたときの国際協力銀行、借入人等、住民等の間での問題解決方
9 法等。
- 10 ▶ 予見せざる原因等により、環境社会配慮上の要件が達成できないお
11 それがある場合について国際協力銀行に報告すること。
- 12 ▶ 環境社会配慮に関し、借入人以外の者の役割が重要である場合は、
13 これらの者も含めて協定等を結ぶこと。
- 14 ▶ 融資実施後に、この条件が満たされることが明らかになった場合、
15 または、借入人や事業実施者が本ガイドラインの要求事項を満たし
16 ていないと銀行が考えた場合、あるいは、借入人等が環境レビュー
17 に際して正しい情報を提供していなかったことが明らかになった場
18 合に、国際協力銀行は、融資の停止あるいは破棄を行うことがある
19 こと。（理由 個別の L/A や GTC で規定すべき問題）

20

21 3.9.2 プレッジとの関係について

22 プレッジと国際協力銀行の意思決定について整理しておきたい。円借款等において
23 は、国際協力銀行の意思決定とは別に、日本政府による相手国政府への事前通報（プ
24 レッジ）が行われる。

25 プレッジは、条件が整った場合には借款を行うという政治的意図表明であり、法的
26 なコミットメントではない。しかし、仮にプレッジを行った後で、国際協力銀行が異
27 なる意思決定を行うことは、一般的に相手国や借入人等との関係から適切とはいえない。
28 したがって、国際協力銀行の環境レビューの独立性を確保するため、プレッジは、
29 環境レビューを経た国際協力銀行の意思決定後に行われるべきである。

30 （理由 プレッジは政府の行為であり、JBICのガイドラインで規定すべき問題で
31 はない。） 3.10 モニタリング及びフォローアップ

32

33 3.10.5 モニタリングとフォローアップの記述

34

35 「モニタリングとフォローアップ」

36 —

- 37 ● 第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの指摘があった場合に
38 は、国際協力銀行は、その指摘を検討のうえ、必要な場合は、借入人に
39 伝達するなどの方法により事業者等による適切な対応を促すよう努める。
40 （理由 すべてに適用される問題ではない。）